

## 令和元年度

### がん検診精密検査未受診者に対するコール・リコールモデル事業実施要綱

#### 1. 目的

がんの早期発見・早期受診のためには、がん検診で要精密検査となった者が確実に精密検査（以下、精検）を受診する必要があるが、県内の精検受診率は乳がんを除き島根県がん対策推進計画における目標値 90%以上に及んでおらず、精検受診率向上のための具体的な方策を検討する必要がある。

平成 30 年度島根県がん検診実施体制実態調査（市町村ヒアリング調査）の結果より、精検受診率が向上しない背景として以下の実態が見受けられた。

- ・組織体制、予算の違いにより市町村ごとに精検結果の把握、精検未受診者への受診勧奨の取組にばらつきがある。
- ・検診実施医療機関から市町村へ精検結果が返ってこないことにより精検受診率が過少評価されている可能性ある。

精検未受診者や精検結果未把握者が多い場合は、精検受診率が低くなるため、精検受診率向上のためには「精検未受診者を減らす対策」及び「精検結果未把握者を減らす対策」が必要である。

このため県は、対がん協会島根支部である島根県環境保健公社に委託し、精検未受診者（未把握者を含む）に対するコール・リコールモデル事業を実施し、未受診者及び未把握者を減らし精検受診率向上を図るための統一的な手法を検討する。（1 年間のモデル事業）

#### ※精検受診の定義

- ・精検機関より精検結果の報告があったもの
- ・もしくは、受診者が詳細（精検日・精検機関・精検法・精検結果の 4 つ全て）に申告したもの

【出典】厚生労働省がん検診事業の評価に関する委員会報告書

「今後の我が国におけるがん検診事業評価の在り方について」

#### 2. 実施主体 島根県（公益財団法人島根県環境保健公社に委託）

#### 3. 実施内容

2019 年度に実施されたがん検診受診者のうち「要精密検査」の結果通知を受けた後、1 か月以上精検受診をしていない者（未把握含む）に対し、個別通知により受診勧奨を行うとともに、受診状況の把握により精検結果未把握を減らし、精密検査受診率の向上を図る。

#### 4. 対象

1) 市町村：事業の参加意向があった13市町村

(松江市、浜田市、出雲市、益田市、安来市、江津市、雲南市、奥出雲町、飯南町、美郷町、邑南町、西ノ島町、知夫村)

2) 検診の種別：胃がん、大腸がん、肺がん、乳がん、子宮頸がん

(飯南町は乳がん、子宮頸がんのみ)

※ただし、島根県環境保健公社が受託している検診(2019年4月～12月末実施分)の受診者に限る

#### 5. 実施の流れ

1) 島根県と島根県環境保健公社が事業実施の委託契約を締結し、市町村は島根県環境保健公社と事業実施について協定書を締結する。

2) 市町村は対象者(要精検の通知を受けた後1か月以上未受診の者)リストを作成する。

※島根県環境保健公社が受診票から一時的に整理した対象者リスト(様式1)を作成し、市町村は対象者リストの記載内容(氏名・住所など)を確認する。

3) 島根県環境保健公社は対象者リスト(様式1)を基に文書による個別受診勧奨を行う。また、当該市町村に対し(様式1)の送付により月1回程度経過を報告する。

※別添1 受診勧奨フローチャート

※別添2 個別通知文書様式

※別添3 個別通知文書送付封筒

4) 島根県環境保健公社は事業終了後、事業実績報告書を島根県に提出する。

※島根県環境保健公社が島根県に提出する報告書は個人を特定しない内容とする。

5) 島根県は当該市町村に対し結果を提供するとともに、島根県の精検受診率向上に向けた今後の方策を検証する。

#### 6. 実施期間

令和元年7月頃から令和2年3月31日

※参加市町村と島根県環境保健公社で連絡調整を行い、準備ができ次第随時コール・リコールを実施する

#### 7. 実績報告書の提出

事業終了後は、30日以外に、別紙様式を定める実績報告書を紙面及び電子データで提供すること。